

生駒南小学校PTA会則

生駒南小学校PTA

第1章 総則

第1条(名称) 本会は、生駒南小学校PTAと称し(以下「本会」という)、事務局を生駒南小学校内におく。

第2条(目的) 本会は、保護者と学校が協力して、家庭・学校・地域における子どもの健全な成長と会員の研修を図り、相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条(方針) 1. 本会は、教育を本旨とする民主的な団体として活動する。
2. 本会は、教育の振興のため児童の厚生に対し援助する。
3. 本会は、会員の教養を高めるための活動及び援助を行う。
4. 本会は、児童教育向上のため、必要な事業を行う。
5. 本会の活動において、すべての児童は平等に扱われ、児童及びその父母、またはそれに代わる人の属性によるあらゆる形態の区別をしてはならない。

第2章 会員

第4条(会員) 1. 本会の会員は、入会届を提出し受理された、本校児童の保護者と教職員をもって構成する。
2. 本会の会員は、任意の本校児童の保護者及び本校教職員をもって構成する。
3. 本校児童の保護者および本校に勤務する教職員は、会員になる資格を有し、入会の意思表示と共に会員となる。
4. 入会の申し込みは、入学時及び転入時に行う。退会については、本校を転出した時、または退会届を提出した時点で退会とする。
5. 会員は、いつでもこの会を退会することができる。
6. 本会への入会を希望するものは所定の入会同意書を提出しなければならない。
7. 本会からの退会を希望するものは所定の退会届を提出しなければならない。

第5条(会計) 1. 本会の経費は、会費と寄付金をもってこれに充てる。
2. 会費は、会員一子あたり年額 1980 円、教職員も年額 1980 円とする。
3. 徴収月は、8 月の一括引き落としとする。
4. 転入・転出・退会の際の徴収・返金については、翌月からの月割とする。(月額 180 円)
5. 退会に伴う返金方法に関しては、PTAと退会者本人と相談の上、決定する。
6. 本会の経費は、第2条の目的達成のために使用する。
7. 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。
8. 決算及び会計監査は1年に2回報告し、会長の承認を得る。
9. 本会の決算は、会計監査を得て総会に報告し、承認を得るものとする。

第3章 役員

第6条(本部役員) 1. 本会は次の本部役員をおく。

ア. 会 長	1名
イ. 副 会 長	若干名
ウ. 会 計	若干名
エ. 書 記	若干名
オ. 会計監査	若干名 (内教職員1名)
カ. 顧 問	若干名

2. 本部役員の任務を次の通り定める。

ア. 会 長	本会の代表者として会務を総括し、総会並びに役員会の決議事項を執行する。
イ. 副 会 長	会長を補佐し、会長不在のときはその代行をする。 副会長の一人は選考委員長を兼任する。
ウ. 会 計	本会の会計を処理する。
エ. 書 記	本会の会務を処理する。
オ. 会計監査	本会の会計を監査する。
カ. 顧 問	本会の顧問に応じる。

3. 本部役員の選出並びに任期は、次の通りとする。

- ア. 本部役員(顧問を除く)は、役員選考委員会において保護者の中から選出し、総会において承認を得る。
- イ. 本部役員の任期は総会で承認された日より1年とする。但し、二期までとし、再選を妨げない。
- ウ. その他は、細則に準ずる。

4. 本部役員の欠員補充

総会以後に生じた本部役員の欠員については、細則に準ずる。

5. 顧問

顧問(校長以外)は、会長が委嘱し、総会で承認を得る。

第4章 部員

第7条(部員)

1. 本会には次の部員、または役員をおく。

- ア. 広報部員
- イ. 運動部員
- ウ. 文化事業部員
- エ. 厚生部員
- オ. 青少年部員
- カ. 学校役員

2. 各部の任務を次の通り定める。

- ア. 広報部 PTAの広報に関わる活動
- イ. 運動部 運動会に関わる活動
- ウ. 文化事業部 文化系行事の企画、運営
- エ. 厚生部 地域の安全管理・廃品回収に関わる活動
- オ. 青少年部 青少年指導委員に関わる活動
- カ. 学校役員 PTAと学校との連携を図る

3. 部員の選出は、次の通りとする。

- ア. 部員は、役割の性質上、本部役員を優先したのち選出する。
- イ. 人数は固定せず、年度ごとに変更できるものとする。
- ウ. その他は、細則に準ずる。

第5章 会議

第8条(会議)

1. 総会

- ア. 定例総会は全会員をもって構成し、本会は最高決議機関とする。
- イ. 役割の承認、決算、予算、年次計画の承認、その他重要事項を審議決定する。
- ウ. 定例総会の定員数は原則として5分の1以上とする。
但し、委任状による出席を含める。
- エ. 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、または議案を示して会員の4分の1以上が
開催を求めたときに開催することができる。
- オ. 決議及び承認は出席者の過半数の賛同を必要とする。
- カ. 書面・web 決議によるPTA総会を開催する旨を宣言し、書面・web 決議による
総会を開催することができる。

2. 役員会

- ア. 役員会は、本部役員、各部員、学校役員を持って構成し、総会に継ぐ決議機関で、
本会運営上の諸事項を決議し、または総会後生じた重要事項の決議を行う。
- イ. 定員数は原則として全役員・部員の3分の1以上とする。
- ウ. 決議は出席者の過半数の賛同を必要とする。
- エ. 役員会の開催は対面の他、書面、オンライン会議システム等、適切な方法によって
開催することができる。

3. 本部役員会

- ア. 本会の会務について協議する。
- イ. 必要の都度会長が召集する。

4. 各部部会

- 本会の活動推進を図るため、本会には必要に応じ、各部会を設けることができる。

5. 役員選考委員会

ア. 役員選考委員会は、本部役員、各部員、学校役員をもって構成する。

イ. 委員長は副会長の一人が兼任する。

6. 特別役員会

その他、必要に応じてその都度会長が召集する。

第6章 個人情報

第9条(会員の個人情報の取り扱いについて) 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱細則」に定め適正に運用するものとする。

第7章 細則

第10条(細則) この会則の定めるもののほか、本会の運営に関し必要な細則及び内規は、この会則に反しない限り役員会においてこれを定める。
但し、細則については、その結果を速やかに会員に報告しなければならない。

第8章 改正

第11条(改正) 会則は、総会の決議を経て改正することができる。

- 附則
1. 本会則に伴う諸規定は別にこれを定める。
 2. 本会則は令和6年5月17日より施行する。
(これより以前の改正については省略する。)

役員等選出細則

生駒南小学校PTA

1.(総則)

会員(教職員を除く。以下同じ)は第2子までは一児童に対し1回、第3子以降については、可能であれば本部役員または部員のいずれかを行うこととする。

2.(本部役員を選出)

(1)本部役員を一期務めた場合、「総則」の規定にかかわらず、二子に対し各1回本部役員または部員のいずれかを行ったこととする。

(2)次の条件に該当する会員は原則として本部役員を選出を辞退することができる。

- ①本部役員、生駒市PTA協議会の本部役員、青少年部、各部の代表の経験者。
- ②やむを得ない事情がある場合。

例) 本部役員、青少年部…2回分。

その他部員…1回分。

各部の代表…1回分。ただし、本部・市P役員・各部の代表を辞退できる。

3.(本部役員の欠員補充)

(1)会長が欠員となった場合は、本部役員会において副会長より選出する。

(2)会長以外の本部役員が欠員となった場合は、欠員となった本部役員を他の本部役員が兼任することとし、本部役員会において兼任者を決定する。

4.(部員選出及び責務)

(1)各部の代表については、各部で協議の上、1~4名を選出する。

(2)学校役員は、教職員の中から必要に応じて2名以上を選出する。

(3)やむを得ない事情がある場合は、原則として部員の選出を辞退することができる。

(4)本部役員、生駒市PTA協議会の本部役員、青少年部、各部の代表の経験者は、原則として各部の代表の選出を辞退することができる。

(5)主な活動は、年度ごとに、集まった部員たちで自主的に企画運営する。

(6)活動の実施にあたっては必要に応じて、全保護者よりボランティア募集できるものとする。

5.(PTA役員への謝礼)

PTA会員を含め、PTAはボランティア活動の為、謝礼は発生しないこととする。

6.(交通費の支給)

生駒南小学校 PTA の活動に関する活動について、自宅から約 2km 以上移動する際の公共交通機関(鉄道・バス)の往復路の交通費を支給する。

附則 この細則は、令和 6 年 5 月 17 日より施行する。(これより以前の改正については省略する。)

諸細則

生駒南小学校PTA

1.自主活動の助成金に関する細則

- (1) クラブに対する年間の助成金は、5千円に会員一人につき5百円を加えた額とする。
但し、2万円を限度とする。
- (2) クラブに所属する会員がいない場合には、助成金は支出しないこととする。

2.廃品回収、バザー及びベルマークの収益金に関する細則

- (1) これらの用途については、生駒南小学校在学の児童または地域の子どもたちの教育環境向上、
並びに児童の安全対策のために使用できることとする。
- (2) 会計は総会で報告することとする。

附則 この細則は、平成18年4月19日より施行する

個人情報取扱細則

生駒南小学校PTA

- 第1条 (目的) 生駒南小学校PTA(以下、「本会」という。)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及び会員名簿、行事などの記録、その他の個人情報データベース(以下、単に「個人情報データベース」という。)の取扱いについて定めるものとする。
- 第2条 (責務) 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。
- 第3条 (管理者) 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。
- 第4条 (取扱者) 本会における個人情報データベースの取扱者は、本部役員、各部員、学校役員とする。
- 第5条 (秘密保持義務) 個人情報データベースの管理者・取扱者は、業務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 第6条 (収集方法) 個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。ただし、要配慮個人情報については取得しないものとする。
- 第7条 (周知) 個人情報取扱いの方法は、総会資料や広報みなみ、PTAだより等で会員に周知する。
- 第8条 (利用) 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。
(1) PTA会費の徴収事務、管理業務
(2) PTA関連文書の送付
(3) 本部役員並びに各部員の選出
(4) 総会資料、広報みなみ、PTA だよりの掲載
- 第9条 (利用目的による制限) 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前項の規定により特定された利用目的以外に個人情報を取り扱ってはならない。
- 第10条 (管理) 個人情報データベースの管理者は、個人情報の安全確保および正確性の維持のため、次の各号に掲げる事項について、個人情報データベースの取扱者に適正な措置を講じなければならない。
(1) 紛失、破損その他の事故防止
(2) 改ざんおよび漏えいの防止
(3) 個人情報の正確性および最新性の維持
(4) 不要となった個人情報の速やかな廃棄または消去

- 第11条（保管及び持ち出し等） 取得した個人情報のデータベースは専用の USB メモリで、用紙で収集したものは封筒に入れ校長室の金庫で保管することとする。個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、校長室の金庫より持ち出す場合は、誰がいつどのような目的で持ち出すかを記録を残すこととする。
- 第12条（第三者提供の制限） 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。
- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 第13条（第三者提供に係る記録の作成等） 個人情報を第三者（第 12 条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。
- (1) 第三者の氏名
 - (2) 提供する対象者の氏名
 - (3) 提供する情報の項目
 - (4) 対象者の同意を得ている旨
- 第14条（第三者提供を受ける際の確認等） 第三者（第 12 条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。
- (1) 第三者の氏名
 - (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
 - (3) 提供を受ける対象者の氏名
 - (4) 提供を受ける情報の項目
 - (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）
- 第15条（情報の開示） 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。
- 第16条（漏えい時等の対応） 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

第17条（協議・確認） 本会は、本部役員、各部員、学校役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、協議・確認を実施するものとする。

第18条（苦情の処理） 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第19条（改正） 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本細則を改定した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則 本細則は、令和5年4月20日より施行する。